

高齢期移行助成制度について

川西市では、健康保険加入の65歳から69歳の方で下記所得制限内の方に対して、医療費を助成しています。（生活保護を受けている方は対象となりません）

◆所得制限◆

本人及び世帯員全員が市（町村）民税非課税、かつ本人の年金収入を加えた所得が80万円以下であること。
（※本人の年金収入が80万円を超える方は対象となりません。）

◆資格申請する際に必要なもの◆

- ①健康保険証 ②介護保険証（区分2に該当の方は要介護2以上の認定であること）
③令和5年1月2日以降に転入された場合は世帯員全員の令和5年度（非）課税証明書（*）
（*）すべての収入、所得と市（町村）民税非課税であることがわかるもの

◆助成内容◆

所得区分	負担割合	自己負担限度額（月額）	
		外来のみ（個人ごと）	入院と外来をあわせた世帯合算（※3）
区分1（※1）	2割	8,000円	15,000円
区分2（※2）		12,000円	35,400円

※1 区分1 世帯員全員が年金収入80万円以下かつ所得がない世帯の方。また、税の申告をされていない世帯員がいる場合は、無収入であっても「区分1」と判定されませんので、医療助成・年金課へ申告してください。

※2 区分2 上記「区分1」に該当しない方。（但し、**要介護2以上で対象です。**）

※3 合算 入院があった場合、または同一世帯の高齢期移行助成制度受給者の医療費を合算した場合の限度額。

- 医療費の助成の対象は**健康保険適用の診療分のみ**になります。
- 保険外の診療分（自費診療分、健康診断、予防接種、入院時の食事療養費、室料差額など）は**助成対象外**です。市（町村）民税非課税世帯の方は、申請すると入院時の食事代が減額される場合がありますので入院前にご加入の健康保険に申請してください。（非課税証明書が必要な場合があります。）
- 自立支援医療や特定疾患等、他の公費負担医療の給付が受けられる場合は、その公費負担医療が優先適用となり、高齢期移行助成制度の**助成対象外**です。
- 同じ月に県内、県外の全ての医療機関での2割負担で計算したお支払い金額（保険診療分）が「**自己負担限度額**」を超えた場合は、**全ての領収書**を持参し申請すると、差額の支給を受けることができます（申請の仕方は裏面参照）。

◆受給者証の有効期限について◆

有効期限は原則として、令和6年6月30日までです。ただし、70歳に到達する方は誕生月の月末（1日生まれの方は前月末）までです。その後はご加入の健康保険から交付される高齢受給者証で負担割合などが決まります。

※高齢受給者証は原則2割負担となります。

◆使い方◆

兵庫県内の医療機関	受給者証と健康保険証を提示して一部負担金を支払ってください。
兵庫県外の医療機関	受給者証は使用できません。一旦保険証のみで支払い、後日申請により支給を受けることができます。◆医療費の支給について◆を参照

- 兵庫県外の国民健康保険組合、全国土木建築国民健康保険組合、全国建設工事業国民健康保険組合、近畿税理士国民健康保険組合の加入者は高額な医療費がかかる場合、ご加入の健康保険から「**限度額適用認定証**」の交付を受け、**受給者証・健康保険証とともに医療機関に提示してください。**
(「限度額適用認定証」の提示がなければ、受給者証は使用できない場合があります。)
※兵庫県外の国民健康保険組合の方も兵庫県内で受給者証が使えるようになりました。

◆医療費の支給について◆

兵庫県外の医療機関で受診した場合などで、受給者証を使用せずに支払った場合、診療月の翌月以降に下記の持ち物を持参し支給申請の手続きを行ってください。

【医療費の支給申請に必要なもの】

①医療機関（病院や薬局）発行の領収書の原本 ②受給者証 ③健康保険証 ④銀行等の口座情報がわかるもの（⑤健康保険の支給済証明書等の原本 ※）



※ 健康保険の支給済証明書等が必要な場合（下記の場合、ご加入の健康保険で先に手続きが必要です。）

- 「高額療養費」や「家族療養費付加金」に該当する支給がある場合
- 医療機関の窓口で10割負担で支払った場合
例) コルセット等の補装具の購入（医師の意見書・装着証明書も必要です）
保険証の不提示 等

*上記の手続きのために領収書や医師の意見書等の原本を健康保険へ提出される場合は、コピーで可。

【支給申請の流れ】

医療費の支給申請	診療月の翌月以降に月単位でまとめて申請してください。 (時効は5年です。※健康保険の給付の時効は2年です)
↓	
口座に振込み	毎月7日までに申請いただければ翌月10日に振込みます。 (振込み前に支給決定通知を送付いたします)

◆届け出が必要なとき◆

- 加入している健康保険や氏名、世帯に変更があった場合は変更の手続きが必要です。下記の持ち物を持参ください。
 - ①受給者証 ②健康保険証（変更の場合）
- 他市町村への転出など資格がなくなった場合は、受給者証を返還してください。
- 受給者証を紛失、破損したときは再発行の申請ができます。下記の持ち物を持参ください。
 - ①健康保険証



【問い合わせ先】

〒666-8501 川西市中央町12番1号
川西市役所 1階8番 医療助成・年金課 医療担当
直通電話 072-740-1108

「このチラシは市役所内で印刷しています。」